

<加賀市 生成 AI の利用ルール>

第 1.0 版 2023 年 5 月 31 日制定

加賀市の行政事務における生成 AI の ChatGPT/GPT-x.x¹（以降、ChatGPT）利用ルールを以下に示す。

<利用ルール>

- ChatGPT には機密情報(機密性 2 以上)(*1)、個人情報、プライバシー情報を入力しないこと。
- ChatGPT から個人情報、プライバシー情報を取得しないこと。
- ChatGPT の結果（回答）は正確な情報ではない場合があることを認識し、また結果（回答）の理由や根拠を精査したうえで利用すること。
- ChatGPT の利用の際に入力した情報を ChatGPT に学習データとして使用させない（蓄積させない）設定としておくこと
- 「ChatGPT を業務利用するためのマニュアル」に従って利用すること。

(*1)「加賀市情報セキュリティ対策基準及び実施手順」で定義している情報資産の分類

分類	分類基準	取扱制限
機密性 3	行政事務で取り扱う情報資産のうち、秘密文書に相当する機密性を要する情報資産	・支給以外の端末での作業の原則禁止（機密性 3 の情報資産に対して）
機密性 2	行政事務で取り扱う情報資産のうち、秘密文書に相当する機密性は要しないが、直ちに一般に公表することを前提としていない情報資産	・必要以上の複製及び配付禁止 ・保管場所の制限、保管場所への必要以上の電磁的記録媒体等の持ち込み禁止 ・情報の送信、情報資産の運搬・提供時における暗号化・パスワード設定や鍵付きケースへの格納 ・復元不可能な処理を施しての廃棄 ・信頼のできるネットワーク回線の選択 ・外部で情報処理を行う際の安全管理措置の規定 ・電磁的記録媒体の施錠可能な場所への保管
機密性 1	機密性 2 又は機密性 3 の情報資産以外の情報資産	—

¹ x.x はバージョンを表す（GPT3.5 など）